

参議院外交防衛委員会會議録第七号

平成二十七年四月九日(木曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

四月八日

辞任

堀井 巖君

福山 哲郎君

山口 和之君

四月九日

辞任

アントニオ猪木君

補欠選任

末松 信介君

石橋 通宏君

アントニオ猪木君

補欠選任

田中 茂君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

片山さつき君

北村 経夫君

佐藤 正久君

三木 亨君

大野 元裕君

荒木 清寛君

宇都 隆史君

小坂 憲次君

末松 信介君

豊田 俊郎君

松山 政司君

石橋 通宏君

北澤 俊美君

小西 洋之君

藤田 幸久君

石川 博崇君

小野 次郎君

井上 哲士君

田中 茂君

国務大臣

防衛大臣

防衛副大臣

大臣政務官

外務大臣政務官

外務大臣政務官

防衛大臣政務官

防衛大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

宇佐美正行君

浜田 和幸君

糸数 慶子君

中谷 元君

左藤 章君

蘭浦健太郎君

中根 一幸君

原田 憲治君

石川 博崇君

本日の会議に付した案件

○特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(片山さつき君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、山口和之君、堀井巖君及び福山哲郎君が委員を辞任され、その補欠としてアントニオ猪木君、末松信介君、石橋通宏君が選任されました。

また、本日、アントニオ猪木君が委員を辞任され、その補欠として田中茂君が選任されました。

○委員長(片山さつき君) 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。中谷防衛大臣。

○国務大臣(中谷元君) ただいま議題となりまし

た特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達、すなわち、専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品等及び当該装備品等の整備に係る役務の調達であつて、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約により行うことが当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定めるものについて、国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置を定める必要があります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、国が特定防衛調達について債務を負担する場合に、当該債務を負担する行為により支出すべき年限を当該会計年度以降十か年度以内とするものとしております。

第二に、防衛大臣は、長期契約により縮減される経費の額の推計等について、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為を行う会計年度の予算の概算の閣議決定があつたとき及び当該特定防衛調達に係る長期契約を締結したときにそれぞれ公表することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いをいたします。

○委員長(片山さつき君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

防衛大臣は御退席いただいて結構でございます。

す。

○委員長(片山さつき君) この際、外務大臣政務官から発言を求められておりますので、順次これを許します。中根外務大臣政務官。

○大臣政務官(中根一幸君) 三月十八日に発生したチュニジアにおける銃撃テロ事件を受け、大統領就任式典出席のためアフリカ・ナミビア出張中だった私は、三月二十二日から二十三日にかけて急遽チュニジアを訪問いたしました。

訪問概要について御報告いたします。

まず、本事件においては、日本人三名を含む十一か国二十二名が犠牲となり、四十二名が負傷されました。亡くなられた方に対して心からお悔やみを申し上げると同時に、負傷された方の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

私は、出張中、主として次に申し上げる四点の活動を行いました。

まず、銃撃テロ事件の現場となったバルドー国立博物館を視察しました。

献花をした後、同博物館に居合わせたエシード首相ほかから弔意を受けました。その後、同博物館館長から、事件の状況全般や事件に遭遇した邦人の当時の状況についての説明を受けました。

次に、チュニジアの首相や内務大臣、外務大臣ほかと会談を行いました。

それぞれの会談において、私は、今回の卑劣なテロ行為を強く非難しました。と同時に、チュニジアに対する連帯を伝えました。また、事件の全容解明と日本人被害者及びその家族への最大限の配慮、そして邦人の安全対策の万全な実施を求めました。

これに対しチュニジア側から、日本の犠牲者に対する弔意と負傷者へのお見舞いが述べられ、事件の状況についての説明がありました。また、今

回のテロは、アラブの春後の民主化プロセスが最初に完了した象徴的な国であるチュニジアに対する攻撃であり、テロには断固屈しないとの強い決意が示されました。

さらに、テロの被害を受けた邦人及びその家族と面会し、政府として可能な限り支援を行う旨をお伝えしました。

最後に、チュニジアの在留邦人との意見交換を行いました。私からは今回のテロ事件についての現状を報告し、在留邦人の方々からは、事件当日の様子や在留邦人の安全対策強化に向けた要望等を聴取しました。

このように、テロ事件発生を受けて私が急遽チュニジア入りし、事件現場の視察と政府要人に対する協力要請を行ったことで、今後の邦人の安全確保に係る対応等を迅速に取ることができました。

私の訪問は、政府レベルとしてはフランス内務大臣、モロッコ外務大臣に続くものでした。チュニジア側からは、事件後速やかに訪問したことに對して謝意が示され、また、テロとの闘いにおける我が国の強い決意を内外に発することができました。

今後は、今後の訪問を踏まえて、治安分野を始めチュニジアに対する支援を更に推進させていく所存です。なお、今回のテロ事件の犯行主体については、複数の犯行声明が出されていますが、現在、チュニジア政府による捜査が継続されており、その捜査を見守りつつ、全容解明を引き続き求めてまいります。

以上が私のチュニジア出張についての報告です。

委員長始め理事、委員各位の御指導、御鞭撻を心からお願ひ申し上げます。

○委員長(片山さつき君) 蘭浦外務大臣政務官。○大臣政務官(蘭浦健太郎君) 蘭浦でござい

す。バヌアツにおいて三月十三日に上陸したサイクロン・バムにより甚大な被害が発生したことを受

け、私は、同月二十二日から二十三日にかけて同国を訪問いたしました。

その際、政府要人等との会談、被災地の視察、被災地で活動する我が国の国際緊急援助隊医療チームの活動の視察等を行いましたので、その内容を御報告申し上げます。

まず、バヌアツの首都ポートビラにおいては、スムトー市長、キルマン外務大臣と会談をし、日本政府を代表してお見舞いとお悔やみを申し上げました。また、我が国からの二千万円相当の緊急援助物資の供与について伝え、先方からは、今回の訪問及び我が国の支援に対する感謝の意が表明されました。さらに、今回の災害被害はバヌアツ以外の太平洋島嶼国にも及んでいたところ、キルマン大臣には、バヌアツに対する我が国の支援に加えて、それら太平洋島嶼国を対象に国際機関等を通じて行う約百二十万ドルの緊急無償資金協力についてもお伝えをし、復旧復興に必要な支援についてお伺いをいたしました。

キルマン大臣からは、中長期的な観点からの経済発展に資する支援についても要請がありました。私としては、災害に強い町づくり、インフラ支援を我が国として検討すべきとの意を強くして帰国し、この旨は外務大臣にも報告したところであります。

現地では、十四名から成る我が国の国際緊急援助隊医療チームが首都のビラ中央病院及び北部のペンテコスト島において緊急医療活動を展開しており、私は、ビラ中央病院を訪問し、隊員を激励するとともに、現地の医療状況について説明を受けました。同中央病院は、二〇一二年に日本の無償資金協力を通じて新棟が建設されましたが、入院患者の一時避難場所としても活用されておりま

した。これら会談、視察の前後には、ポートビラ市内の被災状況を視察いたしました。一部復旧が進んでいる状況がうかがえる一方で、屋根が強風で壊されたままの家も多く、大型サイクロンの爪痕が生々しく残っていました。被災地域は各島にわた

り、首都ポートビラのあるエファアテ島では九割の建造物が被害を受け、その他の島においても、多数の建造物、プランテーション等が被害を受けました。

その後、二十三日には豪州を訪問し、防災を担当するキーン司法大臣及びチオボー外務政務次官と会談をいたしました。今般の被害対応について意見交換するとともに、両国が相互補完的な形で太平洋島嶼国を支援していく方途について検討をし、今後も災害支援分野で協力を強化すること

で一致をいたしました。今般、被害発生後速やかに現地を訪れ、バヌアツ政府関係者に直接お見舞いと我が国の支援をお伝えできたことは、我が国とバヌアツとの信頼関係を一層強化することにもつながったと考えます。そして、共通の課題に取り組む太平洋の友人としての我が国の姿を改めて太平洋島嶼国に伝える機会になったとも考えております。

来月二十二日から二十三日にかけては、福島県いわき市において第七回太平洋・島サミットを開催いたしますが、その主要議題の一つとして防災を取り上げる予定にしております。今般の災害への対応を踏まえ、太平洋島嶼国と防災協力の強化策についてしっかりと議論をしてまいりたいと思

います。以上、御報告を申し上げます。

片山委員長を始め理事、委員各位の御指導、御鞭撻のほど、心からお願ひを申し上げます。

○委員長(片山さつき君) 両政務官、ありがとうございます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十二分散会

四月八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達(専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品、船舶及び航空機(以下この条において「装備品等」という。)並びに当該装備品等の整備に係る役務の調達であつて、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約(支出すべき年限が五箇年度を超える国の債務負担の原因となる契約をいう。第三条において同じ。)により行うことが当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定めるものをいう。以下同じ。)に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を定めるものとする。

(特定防衛調達についての国の債務負担)

第二条 国が特定防衛調達について債務を負担する場合においては、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とする。

(公表)

第三条 防衛大臣は、前条に規定する会計年度の予算について財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十八条の閣議決定があつたときは、遅滞なく、前条に規定する債務を負担する行為に係る特定防衛調達の概要及び当該特定防衛調達を長期契約により行うことによつて縮減される経費の額として推計した額を公表するものとする。

2 防衛大臣は、特定防衛調達に係る長期契約を締結したときは、遅滞なく、当該長期契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の当該長期契約の概要及び当該特定防衛調達を当該長期契約により行うことによつて縮減される経費の

額として推計した額を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、特定防衛調達に係る平成三十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十一年度以降の年度に支出すべきものとされた経費に係る当該国庫債務負担行為により支出すべき年限については、第二条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 平成二十七年年度の国庫債務負担行為に係る特定防衛調達についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「前条に規定する会計年度の予算について財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十八条の閣議決定があつたときは、遅滞なく」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

平成二十七年四月二十三日印刷

平成二十七年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K